

| 改正案 | 現行 |
|--|---|
| <p>（金庫の子会社の範囲等） 第六十四条（略） 2・3（略） 4 法第五十四条の二十一第一項第一号イ又は第五十四条の二十三第二項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの（信用金庫にあつては、第二十三号を除く。）とする。 一～十（略） 十の二 他の事業者が資金の貸付けその他の信用供与に係る債権の回収のために担保権を実行する必要がある場合に、当該他の事業者のために当該債権の担保の目的となつている財産（不動産を除く。）の売買の代理又は媒介を行う業務 十一～二十三（略） 二十四 自らを子会社とする信用金庫連合会、その子会社である銀行（法第五十四条の二十三第一項第一号に規定する銀行をいう。）又は保険会社若しくは信用金庫（以下この号において「金庫等」という。）が資金の貸付けその他の信用供与に係る債権の回収のために担保権を実行する必要がある場合に、当該金庫等のために当該債権の担保の目的となつている財産を適正な価格で購入し、並びに購入した財産の所有及び管理その他当該財産に関し必要</p> | <p>（金庫の子会社の範囲等） 第六十四条（略） 2・3（略） 4 法第五十四条の二十一第一項第一号イ又は第五十四条の二十三第二項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの（信用金庫にあつては、第二十三号を除く。）とする。 一～十（略） （新設） 十一～二十三（略） 二十四 自らを子会社とする信用金庫連合会、その子会社である銀行（法第五十四条の二十三第一項第一号に規定する銀行をいう。）又は保険会社若しくは信用金庫（以下この号において「金庫等」という。）が資金の貸付けその他の信用供与に係る債権の回収のために担保権を実行する必要がある場合に、当該金庫等が共同で出資し設立した不動産担保付債権の買取会社（以下この号において「買取会社」という。）が当該金庫等から買い取つた不動産担</p> |

となる事務を行う業務

二十五・二十六 (略)

5 法第五十四条の二十一第一項第一号口又は第五十四条の二十三第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの(信用金庫にあつては、第十九号から第三十七号まで及び当該各号に掲げる業務に準ずるものとして第三十八号に基づき定められた業務並びに附帯する業務を除く。)とする。

一～三 (略)

三の二 債権管理回収業に関する特別措置法(平成十年法律第百二十六号)第二条第二項に規定する債権管理回収業及び同法第十二条各号に掲げる業務(同条第二号に規定する業務を行う場合にあつては、金融庁長官の定める基準を全て満たす場合に限る。)

三の三～三十九 (略)

6～13 (略)

(信用供与等限度額を超えることとなるやむを得ない理由がある場合)

第百十六条 令第十一条第八項第三号に規定する内閣府令で定める国

保付債権の回収のために担保権を実行する必要がある場合に、当該金庫等又は当該買取会社のためにこれらの債権の担保の目的となつていない不動産を適正な価格で購入し、並びに購入した不動産の所有及び管理その他当該不動産に関し必要となる事務を行う業務

二十五・二十六 (略)

5 法第五十四条の二十一第一項第一号口又は第五十四条の二十三第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの(信用金庫にあつては、第十九号から第三十七号まで及び当該各号に掲げる業務に準ずるものとして第三十八号に基づき定められた業務並びに附帯する業務を除く。)とする。

一～三 (略)

三の二 債権管理回収業に関する特別措置法(平成十年法律第百二十六号)第二条第二項に規定する債権管理回収業及び同法第十二条各号に掲げる業務(同条第二号に規定する業務を行う場合にあつては、金融庁長官の定める基準をすべて満たす場合に限る。)

三の三～三十九 (略)

6～13 (略)

(信用供与等限度額を超えることとなるやむを得ない理由がある場合)

第百十六条 令第十一条第八項第三号に規定する内閣府令で定める国

民経済上特に緊要な事業は、電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第一条第一項第一号に規定する一般電気事業とする。

2・3
(略)

民経済上特に緊要な事業は、次に掲げる事業とする。

一 電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第一条第一項第一号に規定する一般電気事業

二 金融の円滑を図ることを目的に金融機関の健全かつ適切な運営に資するため、金融機関が共同で出資し設立した不動産担保付債権の買取会社が行う金融機関からの債権買取事業

2・3
(略)